

福岡県公報

平成19年5月30日
第2683号

目次

告示(第1063号 - 第1081号)	
都市計画法の開発許可に係る区域指定	(都市計画課) 1
都市計画法の開発許可に係る区域指定	(都市計画課) 1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) 2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 3
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) 3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 6
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 7
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 7
指定養育医療機関の指定	(子育て支援課) 7
漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等	(漁政課) 8
保安林の所在場所等	(治山課)25

特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課)25
 公 告

平成19年度クリーニング師試験の実施 (生活衛生課)26
 有明海の再生に関する福岡県計画の変更 (漁政課)27

公安委員会
 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部運転免許試験課)27

福岡県留置施設視察委員会に関する規則 (警察本部留置管理課)27

告 示

福岡県告示第1063号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成16年福岡県条例第21号)第4条第1項の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第8号の3に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市整備課において公衆の縦覧に供する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定した土地の区域の名称
小郡市大崎東地区
- 2 指定した土地の区域
小郡市大崎の一部

福岡県告示第1064号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成16年福岡県条例第21号)第4条第1項の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第8号の3に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市整備課において公衆の縦覧に供する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定した土地の区域の名称

小郡市大崎西地区

2 指定した土地の区域

小郡市大崎の一部

福岡県告示第1065号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）

第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社篠原産業

(2) 所在地

八女郡広川町大字新代694番地の3

(3) 代表者

取締役 篠原 孝史

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成19年5月14日

4 処分の理由

事業者が、平成19年4月19日午前10時、福岡地方裁判所八女支部から破産手続開始

の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第1066号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 行橋サンパル

(2) 所在地 福岡県行橋市北泉三丁目3番3号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

荷さばき等の作業について、特に深夜・早朝に行う場合には、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあるので、騒音に対しては十分に配慮すること。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 町並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

- ・夜間営業活動について、特に深夜には周辺地域での防犯や青少年の非行防止の対策としての協力が期待されるところであり、駐車場等への適切な照明の設置、警備員の巡回等の配慮をすることが望ましい。
- ・地域住民等への説明会時には、深夜営業での周辺地域の生活環境への影響についての調査結果等一定の対応策を講ずるに至った背景事情を含め地域住民等の理解が十分に得られるような説明をするよう努めること。

福岡県告示第1067号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年5月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーモリナガ津福店
- (2) 所在地 福岡県久留米市津福今町字戸島416番2 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置

1	久留米市津福今町字戸島416番2 外	2	久留米市津福今町字戸島416番2 外
---	--------------------	---	--------------------

福岡県告示第1068号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年5月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス筑後店
- (2) 所在地 福岡県筑後市大字前津字吉竹341番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年1月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,486㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
筑後市大字前津字吉竹341番1 外	59

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
筑後市大字前津字吉竹341番1 外	47

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
筑後市大字前津字吉竹341番1 外	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
筑後市大字前津字吉竹341番1 外	11.69

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 筑後市大字前津字吉竹341番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第1069号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日系・外国人自立支援会

(2) 代表者の氏名

盛田 秀一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区薬院3丁目12番10号410号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、本邦内外の日本人との婚内、又婚外の関係にある日系人及びその母親である外国人に対して、経済的安定並びに人権の尊重と社会的地位の向上を目的とした総合的支援活動を行い、内外における日系人とその母親の経済的自立と人権の確立を目指し、国際社会全体の利益に貢献することによって日本人の責任感に対しての国際的評価を高め、日本の国益に寄与するものである。

福岡県告示第1070号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人自然生活学校

(2) 代表者の氏名

橋 秀二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区能古寺脇515番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、自然環境と共生するための社会問題に関する教育や活動を支援し、併せて就労支援に関する事業を行い、パーマカルチャー〔パーマナント（永久的）とアグリカルチャー（農業）あるいはカルチャー（文化）を組み合わせた造語〕の理念に基づく恒久的持続可能な環境を実現するライフスタイルをあらゆる世代に向けて提唱・伝達することで、環境保全とまちづくり・ひとづくりの推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1071号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小都市横隈字上ノ山下1568 - 17、1571 - 1 及び1571 - 3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市国分町743 - 2

昭和建設株式会社 代表取締役 戸田 誠二

福岡県告示第1072号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成19年5月18日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
藤建建設株式会社	行橋市南大橋3 - 5 - 6	藤原 啓二	平成18年10月23日 福岡県知事許可（特般 - 18） 第58167号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成19年5月30日から平成19年6月13日までの15日間

4 処分の原因となった事実

藤建建設株式会社は、平成18年6月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第1073号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市舍利蔵字堀田722の97から722の99まで、768の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字堀田722の98、722の99、768の5

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1074号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市馬見字所迫2465、2487の7、2488の2、2488の3、字岩河内2543、2556、字夕日迫2652、2721、字山口2735の1、2740の1、2752、字天羽山2762の1、2797、2803、2819の9、字東尾谷2820、2828、2829、2959、字鯨石3050の1、3051の1、

3051の2、3062の2、3062の4

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1075号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市馬見字宮小路1587の1、字所迫2487の4、2488の10、字岩河内2547、2549、2552、2557の1、2561、2609、字東尾谷2839、2847、2906の1、2907の2、2910の2、2986の2、2986の5、字鯨石2991の2、3012、3013、3014の1、3020の1、3045、字山ノ神3093、3094、3129の1、3129の2、3130、3132、字山ノ田3134の2、3174

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1076号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人北九環浄研

(2) 代表者の氏名

小倉 久秀

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区中吉田六丁目12番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、家庭の台所から環境浄化に取り組む市民及び身心障害者に対して、廃棄物の資源化及び自然の体験、保全に関する事業や環境浄化に関する事業を行い、環境の保全及び保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1077号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人宗像里山の会

(2) 代表者の氏名

中里 亜夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市徳重2丁目6番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、宗像市の荒廃した山林原野に対して、繁殖する孟宗竹の伐採、密植した立木の間伐、立木にまきついた葛の撤去、植林地の下草刈、伐採跡地の植林など荒廃した山林を整備する事業を行い、山林に保水力を持たせ安定した水を河川に供給することに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1078号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定に基づき、指定養育医療機関の指定をしたので、次のように告示する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

医療機関の名称	所在地	指定年月日
福岡新水巻病院	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2番1号	平成19年5月21日

福岡県告示第1079号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1

- (1) 公示番号 有区第2号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度07分37.5秒 東経130度21分57.0秒の点
 (ロ) 北緯33度07分15.9秒 東経130度21分54.0秒の点
 (ハ) 北緯33度07分07.9秒 東経130度21分51.2秒の点
 (ニ) 北緯33度07分04.3秒 東経130度21分45.1秒の点
 (ホ) 北緯33度07分04.5秒 東経130度21分35.2秒の点
 (ヘ) 北緯33度07分25.7秒 東経130度21分34.0秒の点
 (ト) 北緯33度07分59.4秒 東経130度21分34.1秒の点
 (チ) 北緯33度07分59.4秒 東経130度21分36.1秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
 (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

2

- (1) 公示番号 有区第3号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度07分16.8秒 東経130度22分13.0秒の点
 (ロ) 北緯33度05分46.8秒 東経130度21分49.6秒の点
 (ハ) 北緯33度05分51.8秒 東経130度21分40.8秒の点
 (ニ) 北緯33度07分31.7秒 東経130度21分59.6秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
 (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

3

- (1) 公示番号 有区第4号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれ

た区域

- (イ) 北緯33度06分32.1秒 東経130度22分53.5秒の点
 (ロ) 北緯33度05分48.3秒 東経130度21分51.2秒の点
 (ハ) 北緯33度07分15.6秒 東経130度22分13.4秒の点
 (ニ) 北緯33度06分59.7秒 東経130度22分27.9秒の点
 (ホ) 北緯33度06分53.4秒 東経130度22分24.3秒の点
 (ヘ) 北緯33度06分46.2秒 東経130度22分35.7秒の点
- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
- (6) 免許予定日 平成19年9月1日

4

- (1) 公示番号 有区第5号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度06分14.3秒 東経130度23分02.0秒の点
 (ロ) 北緯33度05分59.8秒 東経130度22分42.8秒の点
 (ハ) 北緯33度06分13.7秒 東経130度22分28.3秒の点
 (ニ) 北緯33度06分27.7秒 東経130度22分48.5秒の点
- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

5

- (1) 公示番号 有区第6号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ワ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし、(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(リ)、(ヌ)及び(ニ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度05分59.0秒 東経130度22分41.9秒の点
 (ロ) 北緯33度05分46.0秒 東経130度22分24.0秒の点
 (ハ) 北緯33度05分45.2秒 東経130度22分23.0秒の点
 (ニ) 北緯33度05分32.2秒 東経130度22分05.5秒の点
 (ホ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分04.7秒の点
 (ヘ) 北緯33度05分24.4秒 東経130度21分55.2秒の点
 (ト) 北緯33度05分39.1秒 東経130度21分53.0秒の点
 (チ) 北緯33度05分43.3秒 東経130度21分50.4秒の点
 (リ) 北緯33度05分44.1秒 東経130度21分51.6秒の点
 (ヌ) 北緯33度05分46.8秒 東経130度21分50.0秒の点
 (ル) 北緯33度05分59.5秒 東経130度22分07.9秒の点
 (ヲ) 北緯33度06分00.3秒 東経130度22分09.0秒の点
 (ワ) 北緯33度06分12.9秒 東経130度22分27.2秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町

及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

6

- (1) 公示番号 有区第7号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分57.1秒 東経130度23分20.4秒の点
 (ロ) 北緯33度05分40.8秒 東経130度23分02.7秒の点
 (ハ) 北緯33度05分59.1秒 東経130度22分43.7秒の点
 (ニ) 北緯33度06分13.4秒 東経130度23分02.9秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町
 及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

7

- (1) 公示番号 有区第8号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(ヨ)、及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (ただし、(ハ)、(ニ)、(ワ)、(カ)及び(ハ)の各点並びに(ト)、(チ)、(ル)、(ヲ)及び(ト)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度05分40.1秒 東経130度23分01.6秒の点
 (ロ) 北緯33度05分31.8秒 東経130度22分45.5秒の点
 (ハ) 北緯33度05分28.6秒 東経130度22分42.4秒の点
 (ニ) 北緯33度05分27.7秒 東経130度22分41.6秒の点
 (ホ) 北緯33度05分23.4秒 東経130度22分37.4秒の点
 (ヘ) 北緯33度05分17.9秒 東経130度22分32.2秒の点
 (ト) 北緯33度05分12.1秒 東経130度22分26.6秒の点
 (チ) 北緯33度05分11.2秒 東経130度22分26.1秒の点
 (リ) 北緯33度04分53.3秒 東経130度22分01.9秒の点
 (ヌ) 北緯33度05分23.2秒 東経130度21分55.5秒の点
 (ル) 北緯33度05分30.7秒 東経130度22分05.5秒の点
 (ヲ) 北緯33度05分31.3秒 東経130度22分06.4秒の点
 (ワ) 北緯33度05分45.1秒 東経130度22分25.0秒の点
 (カ) 北緯33度05分44.4秒 東経130度22分24.0秒の点
 (ヨ) 北緯33度05分58.3秒 東経130度22分42.6秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町
 及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

8

- (1) 公示番号 有区第9号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度05分24.8秒 東経130度23分19.1秒の点

(ロ) 北緯33度05分16.3秒 東経130度23分10.0秒の点

(ハ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分50.1秒の点

(ニ) 北緯33度05分37.3秒 東経130度23分03.1秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

9

(1) 公示番号 有区第10号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分09.0秒の点

(ロ) 北緯33度04分53.0秒 東経130度22分44.7秒の点

(ハ) 北緯33度05分08.4秒 東経130度22分24.8秒の点

(ニ) 北緯33度05分31.0秒 東経130度22分48.8秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

10

(1) 公示番号 有区第11号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (ただし(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

(イ) 北緯33度04分51.7秒 東経130度22分43.4秒の点

(ロ) 北緯33度04分30.9秒 東経130度22分21.0秒の点

(ハ) 北緯33度04分27.7秒 東経130度22分20.0秒の点

(ニ) 北緯33度04分05.6秒 東経130度21分55.9秒の点

(ホ) 北緯33度04分11.7秒 東経130度21分48.7秒の点

(ヘ) 北緯33度04分29.4秒 東経130度21分51.3秒の点

(ト) 北緯33度04分21.5秒 東経130度22分01.7秒の点

(チ) 北緯33度04分22.8秒 東経130度22分03.1秒の点

(リ) 北緯33度04分31.8秒 東経130度21分51.5秒の点

(ヌ) 北緯33度04分39.1秒 東経130度21分52.6秒の点

(ル) 北緯33度04分44.6秒 東経130度21分58.3秒の点

(㉞) 北緯33度04分46.8秒 東経130度22分00.5秒の点

(㉟) 北緯33度05分07.1秒 東経130度22分23.5秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

11

(1) 公示番号 有区第12号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度05分09.3秒 東経130度23分42.9秒の点

(ロ) 北緯33度04分59.2秒 東経130度23分32.0秒の点

(ハ) 北緯33度05分15.3秒 東経130度23分11.2秒の点

(ニ) 北緯33度05分25.4秒 東経130度23分22.2秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

12

(1) 公示番号 有区第13号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分31.0秒の点

(ロ) 北緯33度04分36.1秒 東経130度23分06.9秒の点

(ハ) 北緯33度04分52.1秒 東経130度22分46.1秒の点

(ニ) 北緯33度05分14.6秒 東経130度23分10.3秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

13

(1) 公示番号 有区第14号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (ただし(ロ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(チ)、(リ)及び(ニ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

(イ) 北緯33度04分34.7秒 東経130度23分05.4秒の点

(ロ) 北緯33度04分13.9秒 東経130度22分43.0秒の点

- (イ) 北緯33度04分11.3秒 東経130度22分41.2秒の点
- (ロ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度22分16.5秒の点
- (ハ) 北緯33度03分47.6秒 東経130度22分15.6秒の点
- (ニ) 北緯33度03分36.7秒 東経130度22分03.9秒の点
- (ホ) 北緯33度04分01.1秒 東経130度21分46.5秒の点
- (ヘ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度21分47.9秒の点
- (ニ) 北緯33度04分04.9秒 東経130度21分56.9秒の点
- (ハ) 北緯33度04分26.9秒 東経130度22分21.1秒の点
- (イ) 北緯33度04分29.9秒 東経130度22分22.3秒の点
- (ロ) 北緯33度04分50.7秒 東経130度22分44.6秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
- (6) 免許予定日 平成19年9月1日

14

- (1) 公示番号 有区第15号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分04.3秒 東経130度24分06.8秒の点
- (ロ) 北緯33度04分46.9秒 東経130度23分47.9秒の点
- (ハ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分33.2秒の点
- (ニ) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分52.0秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
- (6) 免許予定日 平成19年9月1日

15

- (1) 公示番号 有区第16号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分46.0秒 東経130度23分46.9秒の点
- (ロ) 北緯33度04分23.6秒 東経130度23分22.8秒の点
- (ハ) 北緯33度04分35.1秒 東経130度23分08.2秒の点
- (ニ) 北緯33度04分57.2秒 東経130度23分32.3秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
- (6) 免許予定日 平成19年9月1日

16

- (1) 公示番号 有区第17号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで
---------	-------	-----------------

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分22.3秒 東経130度23分21.4秒の点

(ロ) 北緯33度04分01.4秒 東経130度22分59.0秒の点

(ハ) 北緯33度04分12.8秒 東経130度22分44.2秒の点

(ニ) 北緯33度04分33.8秒 東経130度23分06.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

17

(1) 公示番号 有区第18号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

(イ) 北緯33度03分58.7秒 東経130度22分57.2秒の点

(ロ) 北緯33度03分36.1秒 東経130度22分32.7秒の点

(ハ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分31.8秒の点

(ニ) 北緯33度03分20.2秒 東経130度22分15.6秒の点

(ホ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分05.0秒の点

(ヘ) 北緯33度03分46.4秒 東経130度22分17.1秒の点

(ト) 北緯33度03分47.2秒 東経130度22分18.1秒の点

(チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度22分42.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

18

(1) 公示番号 有区第19号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分51.3秒 東経130度24分24.0秒の点

(ロ) 北緯33度04分33.6秒 東経130度24分05.0秒の点

(ハ) 北緯33度04分45.8秒 東経130度23分49.1秒の点

(ニ) 北緯33度05分03.3秒 東経130度24分08.1秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

19

- (1) 公示番号 有区第20号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分32.7秒 東経130度24分04.1秒の点
 (ロ) 北緯33度04分10.5秒 東経130度23分39.8秒の点
 (ハ) 北緯33度04分22.7秒 東経130度23分24.1秒の点
 (ニ) 北緯33度04分45.0秒 東経130度23分48.1秒の点
- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

20

- (1) 公示番号 有区第21号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分09.1秒 東経130度23分38.4秒の点
 (ロ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度23分15.8秒の点

(ハ) 北緯33度04分00.5秒 東経130度23分00.2秒の点

(ニ) 北緯33度04分21.3秒 東経130度23分22.7秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

21

- (1) 公示番号 有区第22号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度03分46.0秒 東経130度23分13.5秒の点
 (ロ) 北緯33度03分23.7秒 東経130度22分49.2秒の点
 (ハ) 北緯33度03分22.7秒 東経130度22分48.2秒の点
 (ニ) 北緯33度03分03.7秒 東経130度22分27.4秒の点
 (ホ) 北緯33度03分19.2秒 東経130度22分16.4秒の点
 (ヘ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度22分32.9秒の点
 (ト) 北緯33度03分35.3秒 東経130度22分33.8秒の点
 (チ) 北緯33度03分57.9秒 東経130度22分58.3秒の点
- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

22

- (1) 公示番号 有区第23号
 (2) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分41.0秒 東経130度24分37.9秒の点
 (ロ) 北緯33度04分24.0秒 東経130度24分31.9秒の点
 (ハ) 北緯33度04分18.0秒 東経130度24分25.5秒の点
 (ニ) 北緯33度04分32.5秒 東経130度24分06.2秒の点
 (ホ) 北緯33度04分50.3秒 東経130度24分25.3秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
 (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

23

- (1) 公示番号 有区第24号
 (2) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分16.9秒 東経130度24分24.4秒の点
 (ロ) 北緯33度03分54.7秒 東経130度24分00.2秒の点
 (ハ) 北緯33度04分09.5秒 東経130度23分41.1秒の点
 (ニ) 北緯33度04分31.7秒 東経130度24分05.3秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
 (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

24

- (1) 公示番号 有区第25号
 (2) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分53.4秒 東経130度23分58.7秒の点
 (ロ) 北緯33度03分32.5秒 東経130度23分36.2秒の点
 (ハ) 北緯33度03分47.4秒 東経130度23分17.1秒の点
 (ニ) 北緯33度04分08.2秒 東経130度23分40.0秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

25

- (1) 公示番号 有区第26号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分30.3秒 東経130度23分33.7秒の点
 (ロ) 北緯33度03分08.3秒 東経130度23分09.6秒の点
 (ハ) 北緯33度03分22.9秒 東経130度22分50.2秒の点
 (ニ) 北緯33度03分45.2秒 東経130度23分14.5秒の点
- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

26

- (1) 公示番号 有区第27号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度23分08.6秒の点
 (ロ) 北緯33度02分43.0秒 東経130度22分42.2秒の点
 (ハ) 北緯33度03分02.7秒 東経130度22分28.1秒の点
 (ニ) 北緯33度03分22.0秒 東経130度22分49.2秒の点
- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

27

- (1) 公示番号 有区第28号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分20.3秒 東経130度24分30.0秒の点
 (ロ) 北緯33度03分56.0秒 東経130度24分23.9秒の点
 (ハ) 北緯33度03分43.4秒 東経130度24分15.0秒の点
 (ニ) 北緯33度03分53.7秒 東経130度24分01.5秒の点
- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

28

- (1) 公示番号 有区第29号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分13.8秒の点
 (ロ) 北緯33度03分17.1秒 東経130度23分56.3秒の点
 (ハ) 北緯33度03分31.5秒 東経130度23分37.3秒の点
 (ニ) 北緯33度03分52.4秒 東経130度24分00.1秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
 (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

29

- (1) 公示番号 有区第30号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分14.9秒 東経130度23分53.7秒の点

(ロ) 北緯33度02分52.0秒 東経130度23分30.6秒の点

(ハ) 北緯33度03分07.4秒 東経130度23分10.6秒の点

(ニ) 北緯33度03分29.5秒 東経130度23分34.8秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

30

- (1) 公示番号 有区第31号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分51.1秒 東経130度23分29.7秒の点
 (ロ) 北緯33度02分29.0秒 東経130度23分07.3秒の点
 (ハ) 北緯33度02分31.0秒 東経130度23分04.9秒の点
 (ニ) 北緯33度02分26.3秒 東経130度22分54.0秒の点
 (ホ) 北緯33度02分42.0秒 東経130度22分42.9秒の点
 (ヘ) 北緯33度03分06.4秒 東経130度23分09.6秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
 (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

31

(1) 公示番号 有区第32号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分50.9秒 東経130度24分28.0秒の点

(ロ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分32.4秒の点

(ハ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度24分32.4秒の点

(ニ) 北緯33度03分18.8秒 東経130度24分26.3秒の点

(ホ) 北緯33度03分13.5秒 東経130度24分22.6秒の点

(ヘ) 北緯33度03分17.8秒 東経130度24分12.4秒の点

(ト) 北緯33度03分11.0秒 東経130度24分07.5秒の点

(チ) 北緯33度03分16.1秒 東経130度23分57.4秒の点

(リ) 北緯33度03分52.9秒 東経130度24分23.8秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

32

(1) 公示番号 有区第33号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分00.2秒 東経130度24分18.9秒の点

(ロ) 北緯33度02分28.2秒 東経130度24分04.0秒の点

(ハ) 北緯33度02分51.3秒 東経130度23分31.7秒の点

(ニ) 北緯33度03分14.4秒 東経130度23分55.0秒の点

(ホ) 北緯33度03分07.9秒 東経130度24分04.5秒の点

(ヘ) 北緯33度03分09.5秒 東経130度24分06.0秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

33

(1) 公示番号 有区第34号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線に

よって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分27.2秒 東経130度24分03.3秒の点
- (ロ) 北緯33度02分09.2秒 東経130度23分51.7秒の点
- (ハ) 北緯33度02分15.3秒 東経130度23分42.8秒の点
- (ニ) 北緯33度02分27.9秒 東経130度23分35.2秒の点
- (ホ) 北緯33度02分24.9秒 東経130度23分32.7秒の点
- (ヘ) 北緯33度02分12.4秒 東経130度23分39.5秒の点
- (ト) 北緯33度02分09.6秒 東経130度23分36.9秒の点
- (チ) 北緯33度02分28.6秒 東経130度23分08.9秒の点
- (リ) 北緯33度02分50.3秒 東経130度23分30.8秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
- (6) 免許予定日 平成19年9月1日

34

- (1) 公示番号 有区第35号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県みやま市高田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分31.9秒 東経130度24分52.9秒の点
- (ロ) 北緯33度04分16.3秒 東経130度24分56.7秒の点
- (ハ) 北緯33度03分53.6秒 東経130度24分32.2秒の点

(ニ) 北緯33度03分56.5秒 東経130度24分27.7秒の点

(ホ) 北緯33度04分40.4秒 東経130度24分42.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
- (6) 免許予定日 平成19年9月1日

35

- (1) 公示番号 有区第36号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分31.6秒 東経130度25分12.6秒の点
- (ロ) 北緯33度03分26.8秒 東経130度25分07.8秒の点
- (ハ) 北緯33度03分51.9秒 東経130度24分32.2秒の点
- (ニ) 北緯33度04分14.9秒 東経130度24分56.8秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
- (6) 免許予定日 平成19年9月1日

36

- (1) 公示番号 有区第37号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分25.8秒 東経130度25分06.8秒の点

(ロ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分50.0秒の点

(ハ) 北緯33度03分21.4秒 東経130度24分32.4秒の点

(ニ) 北緯33度03分34.5秒 東経130度24分37.1秒の点

(ホ) 北緯33度03分51.0秒 東経130度24分31.3秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

37

(1) 公示番号 有区第38号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分07.7秒 東経130度24分48.6秒の点

(ロ) 北緯33度02分49.4秒 東経130度24分30.3秒の点

(ハ) 北緯33度02分55.5秒 東経130度24分21.7秒の点

(ニ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分25.4秒の点

(ホ) 北緯33度03分19.8秒 東経130度24分31.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

38

(1) 公示番号 有区第39号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度02分48.0秒 東経130度24分29.0秒の点

(ロ) 北緯33度02分30.7秒 東経130度24分11.8秒の点

(ハ) 北緯33度02分58.7秒 東経130度24分20.9秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

39

(1) 公示番号 有区第40号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分30.9秒 東経130度25分12.8秒の点

(ロ) 北緯33度03分20.4秒 東経130度25分16.6秒の点

(ハ) 北緯33度03分26.4秒 東経130度25分08.3秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

40

(1) 公示番号 有区第41号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分18.4秒 東経130度25分17.3秒の点

(ロ) 北緯33度02分51.8秒 東経130度25分14.2秒の点

(ハ) 北緯33度03分08.7秒 東経130度24分50.6秒の点

(ニ) 北緯33度03分25.4秒 東経130度25分07.3秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

41

(1) 公示番号 有区第42号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度02分50.4秒 東経130度25分13.1秒の点

(ロ) 北緯33度02分29.7秒 東経130度24分58.0秒の点

(ハ) 北緯33度02分49.0秒 東経130度24分30.8秒の点

(ニ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度24分49.2秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

42

(1) 公示番号 有区第43号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで
---------	-------	-----------------

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分28.5秒 東経130度24分57.1秒の点
- (ロ) 北緯33度02分04.6秒 東経130度24分41.1秒の点
- (ハ) 北緯33度02分04.2秒 東経130度24分08.2秒の点
- (ニ) 北緯33度02分06.4秒 東経130度24分02.0秒の点
- (ホ) 北緯33度02分29.3秒 東経130度24分11.2秒の点
- (ヘ) 北緯33度02分47.7秒 東経130度24分29.5秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
- (6) 免許予定日 平成19年9月1日

43

- (1) 公示番号 有区第44号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度01分44.4秒 東経130度24分21.0秒の点
- (ロ) 北緯33度01分19.9秒 東経130度23分50.5秒の点

(ハ) 北緯33度01分39.1秒 東経130度23分32.7秒の点

(ニ) 北緯33度01分54.2秒 東経130度23分50.8秒の点

(ホ) 北緯33度01分57.2秒 東経130度24分08.2秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
- (6) 免許予定日 平成19年9月1日

44

- (1) 公示番号 有区第45号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度01分41.1秒 東経130度24分21.2秒の点
- (ロ) 北緯33度01分21.3秒 東経130度24分43.6秒の点
- (ハ) 北緯33度00分58.8秒 東経130度24分15.8秒の点
- (ニ) 北緯33度01分04.1秒 東経130度24分10.3秒の点
- (ホ) 北緯33度00分56.2秒 東経130度24分00.7秒の点
- (ヘ) 北緯33度01分11.0秒 東経130度23分43.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

45

- (1) 公示番号 有区第46号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度00分59.2秒 東経130度24分21.0秒の点
 (ロ) 北緯33度00分40.6秒 東経130度24分29.0秒の点
 (ハ) 北緯33度00分22.4秒 東経130度23分39.2秒の点
 (ニ) 北緯33度00分27.5秒 東経130度23分36.6秒の点
 (ホ) 北緯33度00分42.2秒 東経130度23分35.0秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
 (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

46

- (1) 公示番号 有区第47号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度01分39.5秒 東経130度24分57.5秒の点
 (ロ) 北緯33度01分28.8秒 東経130度24分43.1秒の点
 (ハ) 北緯33度01分36.6秒 東経130度24分34.9秒の点
 (ニ) 北緯33度01分47.4秒 東経130度24分49.3秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
 (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

47

- (1) 公示番号 有区第48号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯32度59分58.9秒 東経130度23分47.0秒の点
 (ロ) 北緯33度00分08.4秒 東経130度24分28.7秒の点
 (ハ) 北緯33度00分05.3秒 東経130度24分29.9秒の点
 (ニ) 北緯32度59分55.8秒 東経130度23分48.0秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、みやま市高田町及び大牟田市
 (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成19年9月1日

48

- (1) 公示番号 有区第49号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯32度59分58.5秒 東経130度23分59.1秒の点
 (ロ) 北緯33度00分10.2秒 東経130度24分50.1秒の点
 (ハ) 北緯33度00分07.4秒 東経130度24分51.2秒の点
 (ニ) 北緯32度59分52.2秒 東経130度24分03.5秒の点

- (3) 地元地区 大牟田市早米来町、同浪花町、同三川町、同上屋敷町、同船津町、同南船津町、同汐屋町、同入船町、同高砂町、同天領町、同樋口町、同田端町、同諏訪町、同三里町、同藤田町、同健老町、同宮原町、同歴木、同大正町、同八本町、同八江町、同吉野、同馬込町及び同中白川町
 (4) 存続期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成19年6月22日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成19年9月1日

福岡県告示第1080号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所
 豊前市大字中村261、263の1から263の3まで、264から267まで、271、274
 2 指定の目的
 水源のかん養
 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1081号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 九州発見塾

(2) 代表者の氏名

小倉 正憲

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡粕屋町上大隈203番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちを含め、広く九州内外の人々に対して、環境に関する調査・研究を行うことで、より良い住環境、生活環境の構築を図るとともに、観光・ツーリズム（旅行）に関する事業を行うことで、活力ある九州の発展に寄与することを目的とする。

公 告

公告

平成19年度クリーニング師試験を次のように実施する。

平成19年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

試験は、次のいずれかに該当する者が受験することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

- 衛生法規に関する知識
- 公衆衛生に関する知識
- 洗濯物の処理に関する知識

イ 実技試験

- 洗濯物の処理に関する技能

(2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
平成19年9月5日（水曜日）	午後1時～午後2時15分	衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗濯物の処理に関する知識	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室
	午後2時40分～午後4時30分	洗濯物の処理に関する技能	

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書一部に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5cm横3.5cmのもので、裏面に氏名を記入したもの）並びに受験手数料7,000円を添え、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所（北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区は保健所、それ以外の区は各区生活支援課、福岡市にあっては各区保健福祉センター、大牟田市にあっては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、直接福岡県保健福祉部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 履歴書 1部

(イ) 受験資格のあることを証明する書類（卒業証書の写し、卒業証明書又は厚生労働大臣が交付するクリーニング師受験資格認定書の写し。ただし、県外に住所地及び就業地を有する者については、原則として卒業証明書とする。） 1部

イ 受験手数料7,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成19年7月9日（月曜日）から同月23日（月曜日）

）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、北九州市及び大牟田市の保健所等にあつては午前8時30分から午後5時まで、福岡市の各区保健福祉センターにあつては午前9時から午後5時まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成19年7月23日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格発表

合格者の受験番号は、平成19年9月28日（金曜日）午前9時に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所及び生活衛生課に掲示して行う。

5 その他

(1) 受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所又は生活衛生課に対して行うこと。

(2) 郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して90円切手をはった返信用封筒（定形）を必ず同封すること。

公告

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項の規定において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県水産林務部漁政課に備え置いて縦覧に供する。）

平成19年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

公安委員会

福岡県公安委員会規則第10号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成19年5月30日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第28条の2の見出し中「更新の申請」を「記載事項変更等の届出及び申請」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第94条第1項に規定する免許証の記載事項変更の届出のうち、他の都道府県公安委員会（広島県公安委員会、高知県公安委員会及び沖縄県公安委員会を除く。）の管轄区域から公安委員会の管轄区域への住所の変更に係る届出をしようとする者は、規則第20条第1項に規定する届出書に免許用写真を添付することを要しない。

附 則

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

福岡県公安委員会規則第11号

福岡県留置施設視察委員会に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成19年5月30日

福岡県公安委員会

福岡県留置施設視察委員会に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第22条第1項及び福岡県留置施設視察委員会条例（平成19年福岡県条例第31号）第6条の規定に基づき、福岡県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会に対する情報の提供）

第2条 留置業務管理者は、毎年、委員の任命（補欠の委員の任命を除く。）後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移

- (3) 施設の管理の体制
- (4) 参観の許否の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況
- (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
- (7) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による自弁の嗜好品等の停止措置の実施状況
- (8) 捕縄、手錠、拘束衣及び防声具並びに保護室の使用状況
- (9) 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例
- (10) 審査の申請、再審査の申請、法第231条第1項又は第232条第1項の規定による申告、苦情の申出の状況及びそれらの処理の結果
- 2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。
- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
- (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
- (3) 委員会の意見をを受けて措置を講じた場合
(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 福岡県警察本部総務部留置管理課長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(会議録)

第4条 委員会の会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記載するものとする。

- 2 会議録は、福岡県警察本部総務部留置管理課において調製し、保存する。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成

18年法律第58号）の施行の日から施行する。